

神石高原町立三和小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義

「いじめとは『児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの』です。そして、個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。」

— 平成 18 年度文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」—

(2) 三和小の基本認識

上記の考え方のもと、本校ではすべての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにこの「いじめ防止基本方針」を策定するものである。

いじめ防止のための基本姿勢としては次の 5 点を掲げる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない環境づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

2 いじめの防止のための基本的な取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

教科や道徳の時間には内容に応じて、命の大切さについての指導を行う。また「いじめは絶対に許されないことである」との認識を児童が持つように、教育活動全体を通して指導していく。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担することにつながることも理解させていく。

具体的には

- (1) いじめを許さない、見逃さない環境づくりに努める。

- ① 児童会より「いじめをなくすアピール」などを提起し、全児童にいじめをなく

す意識を高めていく。

- ② 相手の名前を呼び捨てにせず「〇〇君」「〇〇さん」と一人一人の人格を尊重する雰囲気をつくりあげていく。
- ③ 相手を不快にするあだ名で呼ばないことを道徳や学級での話し合いなどを通して、繰り返し指導していく。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ① 一人一人が活躍できる学習活動
 - ・教師の一方通行的な授業や注入型授業ではなく、子どもたちが活躍する授業スタイルを確立する。
- ② 自己表現力の育成
 - ・学級での話し合いだけでなく、全校での朝会や集会などでも、自分の思いや考えをしっかりと表現できるようにしていく。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、次のような手段を講じる。

- ① 児童や保護者対象の「いじめアンケート」を学期に1回、計年3回行い、いじめの状況を把握する。(6月、11月、2月)
アンケートをもとに個人面談を行い、詳しく把握し、解決への対応を図る。
- ② アンケートで把握した事象の内、軽微なものについては早急に担任の方で対応する。深刻ないじめについては、その後に設定された会議において教職員全員で交流し、解決策や指導方針を立てて取り組む。
- ③ いじめ相談窓口を開設し、児童が気軽に相談できる体制をつくる。
- ④ 生活保健安全部でも、いじめの対応についての最新情報を取り寄せ、起案し、全教職員の研修を行う。

(2) いじめの早期解決のために、全教職員が一致協力して問題の解決にあたる。

- ① いじめの問題を発見したときは、学級担任だけで抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもと、すべての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童に対しても、いじめているのと同様であることを指導する。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。

- ⑤ いじめられている児童の心のケアを図るために、養護教諭やスクールカウンセラーやと連携を取りながら指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組について情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かす。
- ② 学校や家庭で話すことができないような状況も考えられるので、「いのちの電話」等のいじめ問題の相談窓口が利用できることを周知する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 「生徒指導上の諸問題交流会」

「いじめアンケート」の結果などをもとに学期に1回行う。全教職員でいじめをはじめとし、問題傾向を有する児童について、現状や指導について情報の交換、及びこれからの指導方針について話し合いを行う。

② 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うために、管理職、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、当該学級担任によるいじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

- ・家庭とは日ごろから連絡を密に、児童にいじめによる異変が起こり、家庭でそれに気づいた場合、保護者から直接担任に話してもらえる関係をつくっておく。
- ・当該児童の保護者と関係の保護者とだけでは解決が困難な場合、民生児童委員や駐在所、社会福祉協議会、公民館などとも連携し意見交換をはかり問題の解決にあたる。